

箱根湯本温泉旅館送迎バスのキャッシュレス導入に対する意見募集について

1 意見募集の実施経緯

箱根湯本温泉旅館送迎バス（以下「旅館送迎バス」という。）は、平成 6 年 4 月から箱根湯本地区への観光客誘致及び宿泊者に対する旅館送迎を目的として、箱根湯本温泉旅館組合が発注者、箱根登山バス株式会社が受注者となって運行が開始されました。

現在、旅館送迎バスの運賃決済方法は「現金」のみであり、広く普及している交通系 IC カードをはじめとするキャッシュレス決済には対応していないため、観光客の受入環境の整備や乗降データの把握などが十分でない状況です。

今般、箱根登山バス株式会社から箱根町地域公共交通会議へ旅館送迎バスのキャッシュレス導入について提案があったことから、道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づき、旅館送迎バスの利用者やその他利害関係者等から意見を募集します。

なお、今回いただいた意見は、道路運送法第 9 条第 4 項及び箱根町地域公共交通会議設置要綱第 6 条の規定に基づいて設置する運賃改定分科会における協議の際の参考とさせていただきます。

2 キャッシュレス導入の目的

- (1) 現金を所持しない外国人観光客等の受入環境を整備する。
- (2) 不透明であった時間帯別・バス停別の乗車人員を可視化することに加え、これらの乗降データを分析・活用することにより、運行ダイヤ最適化の検討材料を得る。
- (3) 現金よりもキャッシュレスの方が運賃収受にかかる時間短縮が見込まれ、遅延防止が期待できる。

3 導入する決済手段

交通系 IC カード、クレジットカード等タッチ決済、二次元コード決済
※当面の間、決済手段は、現金と各種キャッシュレスの併用

4 今後の想定スケジュール

時期	実施内容
令和8年7月3日 ～令和8年8月3日 (今回実施)	キャッシュレス導入について、利用者やその他利害関係者等からの意見を募集します。
令和8年8月中旬	意見募集の結果を踏まえながら、運賃改定分科会を開催・協議し、分科会としてのキャッシュレス導入に係る検討結果を取りまとめます。
令和8年8月下旬	地域公共交通会議を開催し、意見募集及び運賃改定分科会の検討結果を報告します。

5 ご意見の提出にあたっての注意事項等

- ①本意見募集は、運賃改定分科会での協議の参考とすることを目的としているため、いただいた意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ②いただいた意見は、個人情報を除き公開される可能性がありますので、ご承知おき願います。